

記載例

委任状

(あて先) 富士宮市長

令和 6 年 4 月 1 日

窓口に行けない人

富士宮市弓沢町 150 番地

委任者

住所

TEL(0544-22-1134)

氏名

富士宮 太郎

生年月日

明・大・

昭・平・

令 10 年 10 月 10 日

私は次の者

委任者が自署してください

窓口に行ける人

富士宮市錦町 3 番 1 号

代理人

住所

TEL(0544-22-1134)

氏名

富士宮 咲夜

生年月日

明・大・

昭・平・

令 10 年 10 月 10 日

委任事項

委任する事項にレ点をしてください。

- 住民票の写し・除票の写し・住民票記載事項証明書に関すること。
- 戸籍（謄抄本・除籍・改製原戸籍）に関すること。
- 戸籍の附票に関すること。
- 身分証明書に関すること。
- マイナンバーカードに関すること。
- 住所・世帯等の変更に関すること。
- その他 []

※委任者の欄の「氏名」は、委任者（窓口に行けない人）本人が必ず署名してください。

- ・代理人（窓口に行く人）はご自身の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参してください。
- ・記入漏れがある場合・消えるボールペン、鉛筆、修正液等を使用した場合は受付できないことがあります。
- ・住民票コード及びマイナンバー記載の住民票は、申請日当日に代理人（窓口に行く人）に交付することはできません。委任者（窓口に行けない人）あての郵送となります。
- ・必要な戸籍の本籍と筆頭者は事前にご確認の上で、申請してください。
- ・手続きによっては、委任状以外にも書類を必要とする場合がございます。事前にお問い合わせください。
- ・目や手が不自由などで委任状を委任者（窓口に行けない人）が作成できない場合は、お問い合わせください。
- ・意思能力のない者が作成した委任状は、無効となります。（民法第3条の2）
- ・不正な手段で作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。（刑法第159条・第161条）

問い合わせ先

(証明発行・マイナンバーカード) 市民課 市民係 ☎0544-22-1134

(住所・世帯等の変更) 記録係 ☎0544-22-1135